

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和26年2月1日、資格喪失日に係る記録を29年3月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月頃から29年3月1日まで

私は、昭和26年2月頃に、公共職業安定所の紹介でA株式会社B工場に入社し、正社員として29年2月末までの期間において勤務した。

A株式会社B工場では、社員寮に入居しており、同室であった同僚の写真も有るので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA株式会社B工場の社員寮において申立人と同室であったとする複数の同僚と一緒に撮影された写真及び同写真に写っている同僚を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について正社員として同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している写真に写っている複数の同僚は、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時の被保険者記録が確認でき、同社B工場の労務事務所に勤務したとする同僚は、「厚生年金保険には、従業員全員を加入させていた。申立人はCの業務を行う正社員であったので、厚生年金保険には加入していたはずだ。」と供述している。

加えて、前述の被保険者名簿において当該期間当時の被保険者記録が確認でき、A株式会社B工場で申立人と同じCの業務に従事したとする複数の同僚は、「A株式会社B工場には試用期間は無く、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険に加入したと思う。」と供述しているところ、当該複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同社B工場へ入社したとする時期とが符合していることが確認できることから判断すると、同社B工場では、当時ほぼ全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同僚の昭和26年2月の記録から判断すると、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年2月から29年2月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和43年11月1日、資格喪失日に係る記録を44年1月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月1日から44年1月1日まで
② 昭和44年9月1日から同年12月1日まで

私は、申立期間①については、A株式会社B営業所においてCの業務に従事した。

また、申立期間②については、D株式会社E営業所においてFの業務に従事した。

両申立期間について、厚生年金保険に加入していたと思うので調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時、被保険者記録が確認でき、同社B営業所において勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において、同社B営業所に正社員として勤務し、Cの業務に従事していたことが認められる。

また、A株式会社の事業主は、「正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたはずだ。」と回答している上、同社における当時の複数の経理事務担当者は、「A株式会社B営業所の給与及び社会保険関係事務は同社の本社で行っていたが、申立人が正社員であれば、厚生年金保険に加入させているはずだ。」と回答している。

さらに、申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間①当時、A株式会社には約60人（A株式会社B営業所においては約7人）の従業員が勤務していたことが推認されるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる当時の被保険者数は57人（A株式会社B営業所においては6人）であり、従業員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同社では、当時、ほぼ全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、同僚の昭和43年11月のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から判断すると、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「届出を行った上、保険料を納付したはずだ。」としているが、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名及び健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年11月及び同年12月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が記憶している当時の同僚の氏名を確認できる上、申立人は、同社E営業所に係る従業員数及び業務内容等を具体的に記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社E営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D株式会社の事業主は、「当社では、申立期間②当時、約3か月の試用期間を設けており、その後、正社員として採用した場合には厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、前述の被保険者原票から申立期間②当時の被保険者記録が確認できる同僚は、「D株式会社では約4か月の試用期間があった。」と供述しているところ、当該同僚について、同被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、供述する勤務の開始時期が一致していないことから判断すると、当時、同社では従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が推認できる。

また、事業主は申立期間②当時の関連資料を保管しておらず、申立人の厚生

年金保険の加入に係る届出及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は不明である上、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月から 19 年 3 月まで

私は、昭和 17 年に A 学校を卒業し、18 年 1 月に同校の同級生と共に B 株式会社に入社し、同社 C 部で D 課職員として勤務した後、19 年 3 月に海軍に志願入隊した。

B 株式会社 C 部では E 地区の事務所に勤務し、F 職の指導及び監督などの業務に従事しており、初任給は 45 円であったことや、職員と F 職とでは帽章の色及び職員寮が異なっていたが、私は職員用の帽章であった上、職員用の寮に入居していたことを記憶している。

申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 株式会社 C 部における業務内容に係る具体的な記憶、同社が保管する申立人の履歴書及び申立期間当時の従業員名簿などから判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 3 月 17 日までの期間において同社 C 部 D 課に職員として勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、昭和 17 年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められているところ、申立人及び申立人の同級生を含み、申立人が氏名を記憶している複数の同僚は、B 株式会社が保管する従業員名簿から判断すると、申立期間当時、同社 C 部 D 課に（一般）職員として在籍していたことが確認でき、同社に係る健康保険被保険者名簿及び複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳において、当該複数の同僚

は、いずれも19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社では、同社C部D課に（一般）職員として在籍していた従業員について、労働者年金保険の被保険者として取り扱っていなかったことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、労働者年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の同社における労働者年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人の申立てどおりの届出及び労働者年金保険料の控除等について、B株式会社は、「資料が無いため不明」と回答している上、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 25 日から 41 年 5 月 26 日まで

私は、申立期間において、A株式会社勤務し、給与は当初から手取額で3万円以上あったにもかかわらず、実際に支給された給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されている。

申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、実際に支給されていた給与額と比べて、標準報酬月額が低く記録されていると申し立てているが、申立人は給与明細書などの関連資料を所持しておらず、A株式会社は既に解散しているため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額を検証したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、A株式会社における自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤りがあるとは思わない。」と回答しており、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない上、当該被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。